

俱百名迄の組合は組合長以外に三名、二百名迄は五名、五百名迄は同八名、五百名以上は百名を増す毎に一名を増す事

第十六條 執行委員は聯合代議員會の互選とし各部長を兼任す但各部門委員は各部長之を兼任す

第十七條 主事は聯合會代議員會に於て選舉し會計は財政及長壽部長を以て之に任ず

第十八條 各役員の任期は一ケ年とし補缺選舉の場合には前任者の後任期間を繼承するものとす

第五章 加盟及脱退

第十九條 本會に加盟せんとする組合は組合規約及び組合員數支部數を明記し聯合會代議員會の承認を得べきものとす

第二十條 加盟組合にして若し本會を脱會せんとする時は其の理由を具し届出づべし